

高萩市立東小学校

令和6年度 いじめ防止基本方針



いじめの定義

○いじめ防止対策推進法 第2条

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

重大事態とは

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ◆以上のような疑いが認められる場合、これを『重大事態』という。

いじめ防止についての基本的な考え

「いじめ」とは、・・・

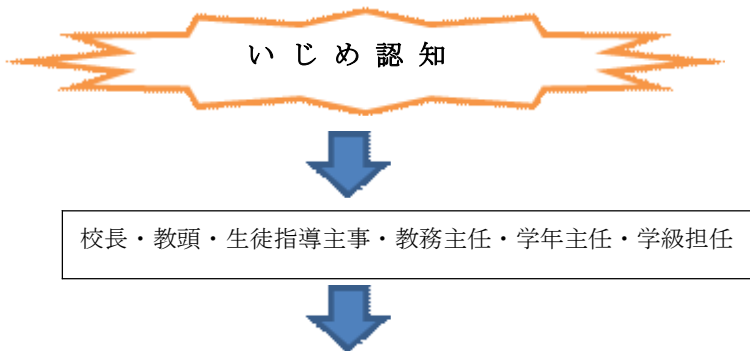
代表的な行為は、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などの「暴力を伴わないいじめ」であり、激しい暴行や傷害を伴うものは例外的です。個々の行為だけを見れば、好ましくはないものの、“ささいなこと”日常によくあるトラブル、という点が特徴です。しかし、そうした些細に見える行為をしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつのり、時に死を選ぶほどに被害者が追い込まれることから、いじめを問題視していく必要があるのです。

ささいに見える行為の累積がもたらす甚大な精神的被害という“目に見えにくい”攻撃行動に適切に対応するには、行為自体が“目に見えやすい”「暴力」や「暴力を伴ういじめ」とはしっかりと区別して考えていく必要があります。（生徒指導リーフ いじめの理解 Leaf.7）

取り組みのため組織

いじめ防止の取組

- 構成：全職員
- 内容：①アンケートの実施集計
- ②各学級の状況報告
- ③未然防止・早期発見の取組



いじめ問題対策会議（いじめ認知から事態収束まで開催）

○校長・教頭・生徒指導主事・教務主任・人権主任・特別支援コーディネーター
学年主任・学級担任・学校医・SC・SSW・その他

- 【内容】① 事実関係の把握と教育委員会への報告
- ② 被害者、加害者、全体に対する指導方針の検討
- ③ 保護者との連携
- ④ 関係機関との連携

いじめの未然防止に向けて

1 学級づくり・授業づくり

- ① 児童一人一人が参加・活躍できる授業の工夫
- ② 学級の思いや願いが込められた「学級目標」の設定
- ③ S S T・S G E、Q Uアンケート等を活用した居場所づくりと人間関係づくり

2 学校行事や児童会の活性化

- ① 学校行事やその準備等の中で活躍できる場の設定
- ② 体験活動やボランティア活動による「人間関係形成能力」「自己決定力」の育成
- ③ 児童の創意工夫を生かした異学年交流、たてわり班活動、児童集会の実施
- ④ IBOP（いじめ撲滅プロジェクト）による、児童を中心とした取組

3 モラル教育の充実（「ネットいじめ」対策を含む）

- ① 人権意識の高揚、自己有用感を高める道徳授業の実践
- ② 携帯電話、インターネット等の発達段階に応じた定期的な情報モラルの指導
- ③ P T A役員会、学級懇談会、親子学習会、各種通信等を通じた地域・保護者への発信（家庭でのルールづくりの推進を含む）

4 警察等、関係機関との連携

いじめの早期発見に向けて

1 面談やアンケートによる実態把握

- ① 教育相談月間（10月）や必要に応じた個別面談の実施
- ② 月1回の生活アンケートの実施と協議会での情報交換
- ③ チャンス相談
- ④ スクールカウンセラーによる、全校児童模擬カウンセリング

2 相談窓口の周知と充実（各種機関との連携）

- ① スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援コーディネーター、養護教諭との連絡・相談
- ② 教育支援センター「萩の広場」、県北教育事務所内「いじめ・体罰解消サポートセンター」の周知
- ③ 警察と学校の連絡制度による、問題行動やいじめによる被害への早期対応

3 保護者・地域との連携

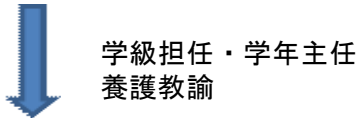
- ① 各種通信（学校・学年、学級）やHP等を通して情報提供、および家庭訪問や各種懇談会等での情報交換の促進
- ② 学校運営協議会委員やはぎッズサポーター、民生委員等の訪問活動時の情報等の交換と共通理解等

把握すべき情報

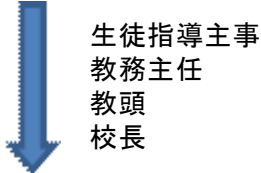
- | | | |
|----------------------------|-----------|------------|
| ◇誰が誰をいじているのか？ | ・ ・ ・ ・ ・ | 加害者と被害者の確認 |
| ◇いつ、どこで起こったのか？ | ・ ・ ・ ・ ・ | 時間と場所の確認 |
| ◇どんな内容のいじめか？ どんないじめを受けたのか？ | ・ ・ ・ ・ ・ | 内容 |
| ◇いじめのきっかけは何か？ | ・ ・ ・ ・ ・ | 背景と要因 |
| ◇いつ頃から、どれくらい続いているのか？ | ・ ・ ・ ・ ・ | 期間 |

いじめへの対応

いじめの発見



事実の確認



いじめ問題対策会議



保護者への対応



全職員の共通理解



対応の見直し・改善

重大事態への対応

1 発見への努力（学級担任・養護教諭・全職員）

☆ 日常観察、アンケート、教育相談、訴え等により発見する。

2 報告・相談（生徒指導主事）

☆ 早めの相談を心がける。遅刻・欠席の事由、交友関係の変化、諸調査等の状況も把握しておく。

3 事実確認（全職員）

☆ 事実関係の確認、関係児童との面談、周辺児童からの情報収集をする。

☆ 保護者と連携し、家庭での行動の変化をとらえる。

☆ 情報を集約し、内容を整理しておく。

4 報告・指導（生徒指導主事→教務主任→教頭→校長）

☆ 初期段階の状況報告、情報集約と内容把握をする。

5 いじめ問題対策会議の開催

☆ 本人及び相手児童、学級・学年の他の児童への対応について対策を検討する。

6 援助指導（学級担任・学年主任・関係職員）

☆ 学級担任が行うことを基本とするが、場合により、学年主任や生徒指導主事、教育相談担当者等も協力して行う。

☆ 双方の家庭に事実関係や指導の方針を伝え、理解と協力を得る。

7 関係機関への協力依頼（生徒指導主事・教頭・校長）

☆ 市教委や児童相談所等に相談し、連携して支援に役立てる。

8 職員の共通理解（全職員）

☆ 全職員に経過を報告し、対応の共通理解を図る。

9 継続指導（学級担任・学年主任・教務主任・生徒指導主事）

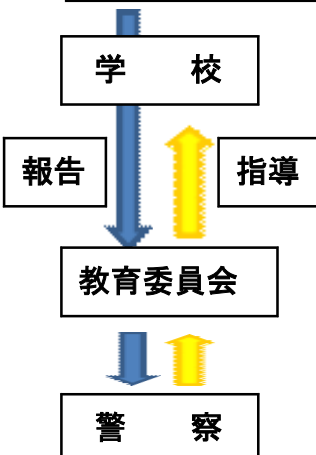
☆ 継続して指導にあたり、経過状況は報告・相談する。

10 対応の見直し（いじめ問題対策会議）

☆ 児童の心理状態・行動の変化を検討し、今後の対策を見直す。

重大事態発生

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企画した場合等）
- 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安）



学校が調査主体の場合

- ◇学校の下に重大事態の調査組織を設置（※第三者委員会を含む）
- ◇調査組織で事実関係を把握
 - ※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係をおさえる。
- ◇被害者およびその保護者への適切な情報提供
 - ※関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、説明責任は果たす。

教育委員会が調査主体の場合

- ◇教育委員会の指導のもと、資料提出などの調査に協力する。